山形県立高等学校の入学者選抜手数料及び入学料の免除について

１　入学者選抜手数料の免除

（１）対象者

要　　件	添 付 書 類
(1) 東日本大震災により居住する家屋に被害が生じたことを市町村長が証明する者	罹災(りさい)証明書の写し （罹災証明書の写しの添付が困難な場合は、避難している事実が分かる書類を添付。） 住民票の写し等（※上記証明書に申請者が未記載の場合に添付。申請者と当該証明書に記載されている者が、同一世帯員であると確認できるもの。）
(2) (1)以外で、平成 23 年３月 11 日時点で福島県内に居住していた者であって、東日本大震災により山形県内に避難している者	罹災(りさい)証明書（家屋被害以外を証明するもの）の写し又は被災証明書の写し （罹災証明書の写し又は被災証明書の写し添付が困難な場合は、避難している事実が分かる書類を添付。） 住民票の写し等（※同上）

（２）手続フロー

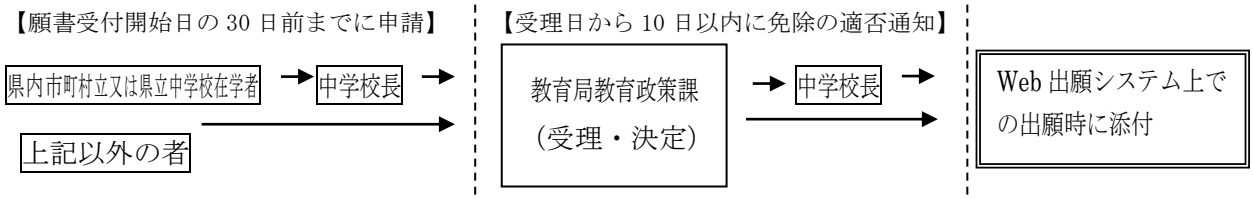

２　入学料の免除（県立高等学校）

（１）対象者

要　　件	添 付 書 類
(1) 入学者選抜手数料の免除が認められた者	入学者選抜手数料免除通知書の写し
(2) (1)以外で、東日本大震災により居住する家屋に被害が生じたことを市町村長が証明する者	罹災(りさい)証明書の写し （罹災証明書の写しの添付が困難な場合は、避難している事実が分かる書類を添付。） 住民票の写し等（※同上）
(3) (1)及び(2)以外で、平成 23 年３月 11 日時点で福島県内に居住していた者であって、東日本大震災により山形県内に避難している者	罹災(りさい)証明書（家屋被害以外を証明するもの）写し又は被災証明書の写し （罹災証明書の写し又は被災証明書の写し添付が困難な場合は、避難している事実が分かる書類を添付。）住民票の写し等（※同上）

（２）手続フロー

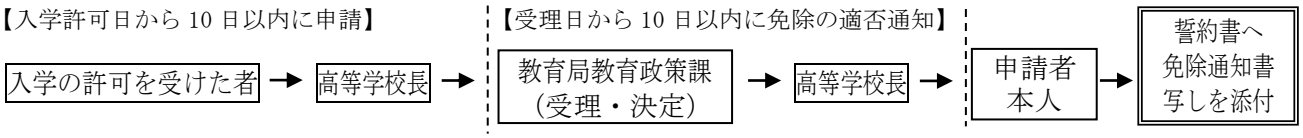

３　その他

要件に該当する方が入学者選抜手数料又は入学料を納入した場合は、本人からの請求により還付するものとする。